

鳥取県告示第 424 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
ケアタクシーあゆみ合同会社	西伯郡南部町天萬429-7	ケアタクシーあゆみ合同会社指定訪問介護事業所	西伯郡南部町天萬429-7	訪問介護	平成18年10月16日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	認知症対応型併設通所介護事業所なんぶ幸朋苑	米子市石井1238	認知症対応型通所介護	平成18年11月1日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	小規模多機能型居宅介護いくのさん家	鳥取市湖山町西二丁目237-2	小規模多機能型居宅介護	平成19年4月1日
なのはな薬局株式会社	鳥取市雲山113-20	なのはな薬局	鳥取市雲山113-20	居宅療養管理指導	平成19年4月3日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
なのはな薬局株式会社	鳥取市雲山113-20	なのはな薬局	鳥取市雲山113-20	介護予防居宅療養管理指導	平成19年4月3日